

本文書は日本語参考訳であり、OASISはその翻訳上の誤りについて一切の責任を負いません。

正式な文書については、英語原文をご覧ください。

OASIS オープン技術委員会プロセス

2003年8月27日改訂版 - OASIS オープン理事会にて承認
2003年9月18日に再改訂

第1章：定義

- 適格者 (Eligible Person) とは、企業の個人会員資格を有する人々、および社員または企業の組織会員の被指名者、およびOASIS理事会によって指名される当該以外の人々を含む個人階級のひとりです。
- 技術委員会 (TC) とは、TCプロセスの規定に準じて構成され管理される適格者のグループです。
- 技術委員会定款 (または 定款) とは、第2条「TCの結成」で規定されるTC結成の提案書に含まれる事項であり、第12条「TC定款の明確化」の規定に従って変更することができます。
- 技術委員会会員 (または 会員)とは、第4条「TC会員資格」で規定されるTCへの参加要件を全て満たし、かつ第6条「TC会員資格の喪失」の規定に従ってその会員資格を維持する適格者です。
- 技術委員会監事 (または 監事)とは、第5条「TCへの加入」の規定に従って、TCのEメール・リストへの登録および/またはTC討議への参加を要求した適格者です。
- TC招集者 とは、「TC初会議」の条の規定に従って、TC初会議の開催任務を負う適格者です。
- 共同委員会 (JC) とは、協力するTCグループの共同提案によって結成される委員会であり、当該TC間の技術作業の調整を図ることを目的とします。
- OASIS TCアドミニストレーションとは、TCに関する管理事項を取りまとめるOASISの代表者として、OASIS理事会によって任命される人々です。
- 委員会草案とは、本プロセスの第2章の規定に従って、技術委員会 によって承認

された技術作業です。

- OASIS標準（OASIS Standard）とは、本プロセスの第3章の規定に従って、技術委員会により提出され、OASIS会員によって審査および承認された委員会草案です。
- 公開（Public）および公式（Publicly）とは、OASISの会員か否かに関わらず全ての人々を意味します。

第2章： 技術委員会

第1条 TC 討議リスト（TC Discussion List）

3人以上の適格者で構成される任意のグループは、次に挙げる事項をOASIS TC アドミニストレーションへ提出することによって、TCの結成を目的とした公式に登録可能な討議リストを発起することが許可されます。

1. 討議リストの名称。ただし、TC結成の後に当該TC自身が運用するリスト名と重複しないこととします。
2. 当該リストが結成するTCの範囲に関する事前説明書。
3. 討議リスト作成を提案する適格者の氏名、Eメールアドレスおよび会員加入。
4. 討議リストのリーダーの氏名。

OASIS TCアドミニストレーションは、提出後15日以内にこれらの資料をその会員に提供し、申請中のTC結成に関する討議リストへの参加を召集します。TC結成に関する討議は、公表の7日後ただちにリスト上にて開始されます。1つの討議リストからは、1つ以上のTCを結成することができます。本条の規定に従って作成されたTCの結成に関する討議リストは、参加召集の90日後にそのアーカイブとともに自動消滅します。

第2条 TCの結成

3人以上の適格者で構成される任意のグループは、次に挙げる事項を英語表記されたテキスト形式の電子様式によってOASIS TCアドミニストレーションへ提出することで、TCの開始を許可されます。

TC定款は、次に挙げる事項のみを含む。

1. TCの名称。当該名称は、OASIS TCでかつて使用されたことがなく、かつOASIS

が所有しない登録商標または商標を一切含まない名称です。

2. 目的説明書。解決すべき問題の定義を含みます。
3. TCの作業範囲。これはOASISの使命と密接に関係するものであり、かつ当該TCの作業対象および対象外、作業完了の判断基準に関する定義を含みます。その範囲は、既存作業の特定寄稿を起点として参照することができますが、その他寄稿については、TC初会議の当日またはそれ以降にTC会員によって作成することができます。その他寄稿については、TCの決議会員が起点とした元寄稿への改善を対等な立場から考察します。
4. 完了日が記載された成果物の一覧。
5. 想定される作業成果の読者または利用者。
6. およびTCがビジネスを遂行する言語。

TCの立ち上げに関する非規範的な情報は、次に挙げる事項を含みます。

1. 他のOASIS TCまたは他の組織が行っている類似するまたは適用可能な作業についての認識、および同分野での追加作業が必要な理由と当該TC案の独自性、さらにこれらの他の組織との連携の程度についての定義。
2. 提案者が当該TCに対して見込む、既存の技術作業のコントリビュータ（貢献者）会員一覧（任意）。
3. 初会議の日時、開催の様式（会合または電話）およびその初会議のスポンサー。
4. TC結成後の当年度末または最終成果物の完了予定日のうち、いずれか先に到来する期日までに予定される進捗会議日程、およびこれらの会議のスポンサー計画。
5. 当該案を支持し、かつ定款および予定される会議日程を遵守する3人以上の適格者の氏名、Eメールアドレスおよび会員加入。
6. 会議招集者の氏名および推薦委員長の氏名。

OASIS TCアドミニストレーションは、提出後15日以内にこれらの資料をその会員に提供し参加を召集するか、または本条規定の要件を満たさない理由を付して提出を出願者へ差し戻します。

第3条 TC初会議

TC初会議の開催は、電話会議の場合はその結成を告知後30日以内に、会合の場合はその結成を告知後45日以内に行います。初会議へ参加する者はその開催日の15日前までに出席の意思を当該の新TC招集者に通知して出席登録しなければならず、かつ登録時にはTC参加資格を有していなければなりません。当該手続きによって登録を完了し初会議に参加した全ての適格者は、その初会議から当該TCの決議会員となります。初会議に登録した者で、かつ出席しなかった者は、第4条「TC会員資格」の規定に従い、TC会員となるまでの執行猶予期間を開始することを、初会議の終了後にTC委員長に通知しなければなりません。

適格者がOASIS会員組織の社員である場合、当該組織の主要代表者はその者がTCへ登録した旨を初会議の開催前に招集者よって通知されます。

TC初会議は公表された通りの場所、日時および様式で開催されなければなりません。日時または場所が変更された最初の会合、あるいは事前に参加登録をした全ての適格者に対してアクセス権を授与できなかった最初の電話会議は、第17条「裁定の請求」で規定する裁定の対象となります。

TCは初会議の最優先事項として委員長を選任しなければなりません。委員長が選任されると、招集者の任務は終了します。

第4条 TC会員資格

適格者は、既存TCの会員になる意思を当該TC委員長に対してOASISが提供する電子通知機能を介して通知することで当該TCの会員候補となります。委員長は本要求について当該TCのEメール・リストを介して当該TCに通知します。適格者がOASIS会員組織の社員である場合は、同組織の主要代表者もまた、委員長によってその者のTC登録について通知されます。

会員候補は執行猶予期間の終了後、即座に票決権を持つTC会員となります。同執行猶予期間は、当該適格者が当該TCに参加する意思を委員長に通知した時から開始し、会員資格候補の期間中に開かれる3回目のTC会議終了時、またはTC参加の正式な申請後60日間が経過した時点のいずれか先に到来した期日に終了します。

会員候補は執行猶予期間中、TC会員と同様に第6条「TC会員資格の喪失」に規定される出席規則に従わなければなりません。出席要件を満たさない場合、会員候補は執行猶予期間終了時に会員になることはできず、その会員資格を再度申請しなければなりません。会員候補はTC討議に参加し、かつTCリストにEメールメッセー

ジを送ることはできますが、投票することはできません。

TC 会員資格は個人単位であり、組織単位ではありません。

OASIS準会員からの移転に伴って、TC会員資格を移転者に自動的に授与することはありません。

第5条 TCへの加入

適格者はOASISが提供する電子通知機能を介してTCの監事になる意思を当該TC委員長（初会議以前の場合は招集者）に通知することで、既存TCの監事となります。監事はTC討議に参加し、TCリストにEメール・メッセージを送ることができます。ただし、投票することはできず、また継続して出席する必要はありません。監事はTC会員になるための「経過手順」ではありません。従って、会員になるためには、第4条「TC会員資格」で規定する要件に適合しなければなりません。

第6条 TC会員資格の喪失

本書の第7条「休暇」に規定される事項を除き、OASIS TCの会員資格は以下の条件に該当する場合に喪失されます。

- 会員は、連続して開催される3回のTC会議のうち2回において、会議開始時の出欠確認中に不在であった場合、TC委員長より郵便にて警告を受けます。警告の通達後、次に開催される会議の出欠確認中に不在であった場合、または会員がその後も継続して3回に2回の頻度で不在であった場合、その会員資格は喪失されます。
- 会員は、連続して行われる3回の郵便投票のうち2回において返答を怠った場合、TC委員長により郵便にて警告を受けます。警告の通達後、次に行われる郵便投票に対する返答を怠った場合、その会員資格は喪失されます。
- 会員は、TC委員長から郵送された辞任通知の受領をもって会員を辞任したとみなされます。委員長は本通知をTCメール・リストへ転送します。
- 雇用の変更またはそれに限らない何らかの理由によって、適格者の地位を喪失する者は、その後15日間はTC 会員資格を有し、その間に休暇または資格の回復を要求することとします。適格者の地位が回復されない場合、会員は適格者の地位喪失から16日目に、または第7条「休暇」で規定される休暇の終了時に、そのTC会員資格を喪失します。

OASIS TC会員資格の喪失によって、当該TCが直接的または間接的に結成した小委

員会の票決権は自動的に喪失されます。

第7条 休暇

OASIS TC の全ての会員は、任意の12ヶ月期間中に少なくとも1回の休暇を取得する権利が与えられます。休暇中会員は第6条「TC会員資格の喪失」に既定される参加基準を免除されます。12ヶ月期間中における最初の休暇は、TC委員長への申請の提出をもって自動的に取得されます。

当該委員長は、全ての休暇についてTCのEメール・リストを介してTCに通知しなければなりません。

12ヶ月期間中に既に休暇を許可された会員は、同12ヶ月期間中に最大で1回の追加休暇を申請することができます。ただし、12ヶ月期間中における2度目の休暇については、TCの正式な決議によってのみ許可されます。

休暇の許可を得たTC会員は、不在期間中、TCおよび全ての小委員会の会員資格を停止します。しかし、不在期間の開始時に会員資格を有していたTCおよび全ての既存小委員会における会員資格は、不在期間の終了時に再開します。

休暇期間は、45日を超えない範囲内で、申請する会員によって事前に規定されます。休暇はTC委員長へ申請を提出した日から7日後以降に開始し、規定した日、または休暇開始後に最初に参加したTC会議または小委員会会議の開始時、または休暇開始後に最初に返答した郵便投票のうち、いずれか先に到来した期日をもって終了します。休暇に割り当てられた時間のうち、早期に会員資格を再開したことで利用されなかった時間を次の休暇に繰り越すことはできません。

第8条 TC委員長 (Chair)

各TCは委員長を1人置かなければなりません。TC委員長は初会議において、最初を選任される。委員長はTC会員の多数票によって選任されます。委員長の不在期間は、全てのTC活動が保留されます。ただし、新しいTC委員長の選任はこの限りではありません。

TC委員長の地位は、2人以下の共同委員長によって共有されることができます。委員長の地位が共有される場合、各共同委員長は委員長の職務義務に対して等しく責任を負います。TCプロセス全体を通じて、TC委員長への通知が要求される場合は、必ず共同委員長の双方に対して行われなければなりません。

TC委員長は、TCプロセスの第17条「裁定の請求」に規定される裁定に従った理事

会の議決、またはTC総員の3分の2の票を得ることによって、これを解任することができます。TCが共同委員長を置く場合、1回の議決で個別または同時にこれを解任することができます。

TC委員長の欠員は、(1)委員長、あるいは共同委員長の一方または双方が解任された場合、(2)委員長、あるいは共同委員長の一方または双方が辞任した場合、(3)委員長、あるいは共同委員長の一方または双方のTC会員資格が停止する場合には、これを正当であるとします。TC委員長の欠員は、TC会員からの選任によって補充されます。

TC委員長または共同委員長は、休暇に関して他のTC会員と同様にその規定を適用されます。ただし、委員長はOASIS TCアドミニストレーションおよびTCに対して、緊急の場合を除き、少なくとも休暇の30日前までに通知しなければなりません。

第9条 TCの可視性

メール・リスト

各TCは、その結成時に一般的な討議のためのEメール・リストおよびパブリックコメントの聴取のための手段を提供されます。TC会員および監事は、汎用Eメール・リストに登録しなければなりません。

各TC会議の議事録および全ての決定事項に関する記録は、TCのEメール・リストに公開されます。TCにおける全ての連絡および討議は、当該のEメール・リスト上で実行されなければなりません。

全てのTCのEメール・リストは、当該企業の存続する限り記録保持され、全てのTCEメール・アーカイブは公式に閲覧可能となります。

TCのパブリックコメント機能の目的は、一般からの意見を聴取するためであり、公開討議のためではありません。意見は公式に記録保持され、TC委員長を含む1人または複数のTC会員に転送されます。TCは意見に対して返答する必要はありません。

Web ページ

OASIS TCアドミニストレーションは、公式にアクセス可能なWebページをTCに提供する。TCは次に挙げる情報について、TCのWebページ上で常に最新に更新しなければなりません:TC名称および定款、現行規則および他の採択手続き、会議日程、TC会員一覧、TC委員長並びに副委員長、秘書、編集者などの現存する地位の氏名とEメールアドレス、小委員会の一覧およびその成果物と会員、草案および完了し

たTC文書、およびコントリビュータ会員の知的財産権（IP）に関する声明文。

告知

OASIS TCアドミニストレーションは、TCに関するOASIS TCアドミニストレーションからの告知について、公式なアーカイブ一覧を作成する。いかなる適格者も本一覧に登録することができます。次に挙げるものに限らず、それらを含むTC状況に関する全ての重要な変更は、告知一覧に掲載される：TCの結成、TC定款の改訂、作業草案の公表、委員会草案の公表、導入の要請、委員会草案の公開審査、OASIS標準案としての委員会草案の提出、標準案に対する承認または却下、共同委員会参加の開始および終了、およびTCの閉会。

第10条 TC手続き

TCは、Robert氏の改訂議事規則がTCプロセスおよびOASIS内規または法規定に適合し、かつ矛盾しない限り、これによって運営されます。TCの存続期間は1会期とみなされます。TCの正式な行為は、作業が行われている言語に関わらず、同じ規則によって運営されます。

TCは、多数票を得ることによって現行規則を適用することができます。現行規則は、TC管理者に通知されます。アドミニストレータはOASIS方針と矛盾する場合にはこれを無効とします。現行規則は、TCのWebページ上に公開されなければなりません。TCは知的所有権に関連するいかなる現行規則も適用することはできません。

TCへの作業の提供およびTCによる作業は、OASIS IPR方針に準拠しなければなりません。

第11条 TC会議

「TC 会議」とは、会合だけでなく電話会議およびビデオ会議を含むと解釈されません。

第12条 TC定款の明確化

TCは、定款の明瞭化または定款の規定範囲を絞り込むことを目的した場合に限り、これを明確化することができます。TCは、その作業議題範囲を拡張したり変更したりすることはできません。新しい成果物が議題の範囲内である場合は、成果物一覧を広げることができます：最初の成果物の完成後に仕様に対する追加バージョン作業を行うには、定款の明確化が必要となります。

明確化の承認には、TC総員の少なくとも3分の2の票が必要であり、否認には4分の1の票が必要です。定款の明確化は、TC初会議より以前には実施できません。

当該の明確化はOASIS TCアドミニストレーションに報告されなければなりません。OASIS TCアドミニストレーションは、これらの変更がOASIS方針に準拠しない場合、これを破棄する権限を有する。TC管理者は、15日以内に、これを承認しかつ会員に告知するか、または変更が承認されない理由を付して当該TCへ返答しなければなりません。改訂定款は、TC管理者によって承認かつ告知されるまでは実施されません。OASIS TCアドミニストレーションは、第9条「TCの可視性」の規定に従って、承認された変更点について公開し、かつTCが公布する任意の改訂可能な公開された記述（例：Webページ）は、これらの変更を反映するように更新されます。

第13条 TC投票

被選挙権

各TC会員は1票を有します。組織はTCで投票しません。TC投票では委任状による投票は認められません。

TC投票では、通過に過半数の定足数が必要です。ただし、本文書に別途定めるものを除きます。

電子投票

TCは、TCの汎用メール・リスト、またはOASISによって提供され公式にアーカイブされる電子投票機能を介して電子投票することができます。電子投票の最小許可期間は、7暦日です。ただし、これはTCが特定の投票について延長期間を規定しない場合に限りです。電子投票を目的とし、投票開始時に被選挙権を持つTC会員の過半数が投票した場合にのみ投票は有効となり、その過半数票（または必要に応じて超多数票）によって議題を決定します。

TCは、TCの汎用メール・リストを介して会員が決議案を作成することができるように現行規則を適用することができます：決議案の支持および討議もまた当該のメール・リストを介して行われ、当該のメール・リストまたはOASISが提供する公式にアーカイブされる電子投票機能を介して投票します。当該の現行規則が存在しない場合は、TC会議においてのみ決議案が作成されます。

第14条 TC小委員会

TCは、決議によって小委員会（SC）を結成することができます。決議は議事録に

記録され、その名称、目的説明書、成果物一覧およびSC委員長の氏名を含まなければなりません。これら全ての事項は、TC定款の範囲内であり、かつOASIS方針に準拠するものでなければなりません。SCの成果物はTCに対してのみ作成されます。SC会員は、当該TCの会員であることが前提となります。SC会員はSCを退会しても、引き続きTC会員であることが許されます。

第15条 TCの閉会

TCアドミニストレーションは、TCが任意の6ヶ月期間中に少なくとも1回の定例会議または電子投票を怠った場合、または投票権を有する会員数が3人未満の場合、またはその完了期日が到来した場合、またはその定款に定義された目的の達成に向けた進歩がみられない場合に、TCを閉会することができます。TCアドミニストレーションは、成果物を完成させたTCを閉会しなければなりません。TCは、その会員の決議または理事会の決議によって閉会することができます。

第16条 TC調整

TC間の調整は、自主的な共同委員会（JC）を通して行われます。

JCの目的は複数のTC間における技術活動を調整することであり、これらのTCに対する顧問に過ぎず、従ってその成果物は存在しません。TCは、その会員が作業を提供するJC内において結論に達するいかなる決定についても、それに従う義務はありません。

JCは、当該JCの結成を希望する少なくとも2つのOASIS TCの委員長からの提案に基づいて結成されます。提案書で指名された全てのTCの委員長は共同提案者となります。提案書は英語表記され、テキスト形式の電子形式で提供され、次に挙げる情報を含みます。

1. JCの名称。OASIS JC または TCでかつて使われたことのない名称であること。
2. 目的説明書。OASISおよび会員TCの使命と密接に関係するものでなければなりません。
3. 当該JCがビジネスを実行する言語。
4. 初会議の日時および開催の形式（会合または電話）。初JC会議は、電話会議の場合、情報の告知から30日後以降、会合の場合は情報の告知から45日後以降に開催することができます。

5. JCの進捗会議日程案。
6. JCに作業協力する全てのTCの一覧。
7. 提案する各TCから選任されたTC代表者となる1名または2名の会員の氏名、Eメールアドレスおよび会員加入。ただし、当要件において、提案書に指名された個人が1つ以上のTCを代表することは許されません。
8. JC招集者の氏名。
9. および（もしあれば）会議スポンサーの名称。

OASIS TCアドミニストレーション は、提出後15日以内に、OASISの会員にJCの結成を告知するか、または本章に規定の要件を満たさない理由を付して起案者へ申請を差し戻します。申請が受理された場合、OASIS TCアドミニストレーション はJCにEメール・リストを作成します。

提案書に指名のないTCは、JC初会議の15日前までに、代表者を送る意思をJC招集者に通知し、かつ当該会議に1人または2人の代表者を出すことによって、JC初会議に参加することができます。

JC初会議に参加しないTCは、JC会員資格の要求通知をJC委員長に送ることによって、後に参加することができます。JCは、45日以内に当該TCに対して会員資格要求の受理または却下について返答しなければなりません。会員資格の要求が受理された場合、TCは返答のあった日から45日以内にJC会議に代表者を送るか、またはその期間中に会議が開催されない場合には、次に開かれる最初の会議に代表者を送らなければなりません。会員資格の要求が却下された場合、申請TCはTC管理者に裁定を請求することができます。

JCは、初会議において委員長を選任しなければなりません。委員長が選任されると、招集者の任務は終了します。

JCの会員はTCです。各TCは1人または2人の代表者をJC会議に送ることができます。各TCは1票を有します。定足数はJCを構成するTCの半数です(端数切り上げ)。JCでは、1人が1つ以上のTCを代表することはできません。会員TCの代表者はJCEメール・リストに登録されます。

各TCは、JCの会員資格を維持するためには、継続する3回のうち2回のJC会議に代表者を送らなければなりません。継続する3回のうち2回のJC会議にTCが代表者を送ることを怠った場合、JC委員長は当該TC委員長に通達します；当該TCの代表者

が通知後に開かれる次の会議への出席を怠った場合、当該TCはJC会員より除名されます。

JC委員長は、会員TCの代表者の1人でなければなりません。会員TCの代表者ではない適格者は、監事として会議に出席することができます。

TC管理者は、JCが任意の6ヶ月期間中に会議または電子討議を開催することを怠った場合、またはその会員数が2つのTCに満たない場合、JCを閉会することができます。JCは、その会員の決議によって閉会することもできます。

第17条 裁定の請求

3人以上の適格者で構成される任意のグループは、TCによるまたはTCに関する活動あるいは不活動、TC管理者による活動あるいは不活動が、TCプロセスが規定する手続きまたはOASIS理事会が規定するOASIS方針に違反すると判断した場合、これらの活動および不活動に対する裁定を請求することができます。TCの活動に関する裁定は、TC管理者に対して請求され、TC管理者の活動に関する裁定は、OASIS理事会の議長に対して請求されなければなりません。上訴人は、活動に対する裁定請求から30日以内に、あるいは不活動に対してはいかなる時点でも、これを提訴します。訴状では、裁定請求へ及ぼす任意の直接的および実質的な弊害、争点となるTCプロセスまたはOASIS方針の条項、争点となる活動または不活動、上訴人の懸案事項を解決するための特定措置を含む、異議の本質について説明します。異議を解決するための事前の取組み、およびそれらの成果については、これを記述します。

TC管理者に対する裁定請求の場合、TCアドミニストレーションは訴状の受理から30日以内に、TCアドミニストレーションの認識の範囲内で訴状における事実の各申し立てについて検討し、上訴人に返答します。上訴人およびTCアドミニストレーションが返答後15日以内に訴状を解決できない場合は、TCアドミニストレーションは次に開かれる理事会定期会議において、OASIS理事会の前に公聴会を予定します。当該公聴会において、上訴人は、その弊害、および不適切な活動または不活動、および要求措置の効果についての論証責任を負います。理事会は30日以内に判決を言い渡す。理事会の判決は最終決定となります。

理事会に対する裁定請求の場合、理事会議長は訴状の受理から30日以内に、理事会の認識の範囲内で訴状における事実の各申し立てについて見当し、上訴人に返答する。当該の返答が上訴人によって受理されない場合、上訴人は次に開かれる理事会定期会議において、OSIS理事会の前に公聴会を開催することを要求することができます。当該公聴会において、上訴人は、その弊害、および不適切な活動または不活動、および要求措置の効果についての論証責任を負います。理事会は30日以内に判

決を言い渡します。理事会の判決は最終決定となります。

OASIS理事会は、TCプロセス下において申し立てられた訴状について、それを改善するために必要な措置を施行する権限を有します。

第18条 既存TCへの適用

TCプロセスは、その票決に基づいて、以前に設立されたTCに適用されます。

第3章 標準承認プロセス

第19条 委員会草案の承認

TCは仕様の完成をもって、作業成果を委員会草案として承認することができます。委員会草案の承認は、TC総員の少なくとも3分の2の票を必要とし、4分の1の票を得ることによって否認されます。

OASIS TCアドミニストレーション は、投票の結果に関わらず、委員会草案の承認を目的とした投票が完了した時点で通知されなければなりません。

委員会草案の名称は、OASISが所有しない任意の登録商標または商標を含んではなりません。委員会草案は、OASISが承認した文書テンプレートおよび命名規則を使用し、かつOASISの著作権を含まなければなりません。

第20条 OASIS標準の承認

公開審査

TCは、OASIS標準の審査および承認を受けるべく委員会草案をOASIS会員へ提出する前に、作業成果の公開審査を行わなければなりません。TCは、作業成果を公開審査へ提出することを決定するためには、過半数票を必要とします。審査は、TC管理者によってOASIS会員メール・リスト上、また任意で他の公開メール・リスト上に告知されなければなりません。審査は少なくとも30日間行われなければならず、その間はいかなる変更も当該文書に対して加えられてはなりません。意見はTCのアーカイブされたパブリックコメント機能によって集められなければなりません。TCは聴取した意見だけでなく、これらの意見の解決についても記録しなければなりません。

TCは、審査の完了を決定する前に、審査サイクルを任意回数追加して行うことができます（意見聴取、仕様の編集、改訂版を審査用に再送付する等）。公開審査の開

始後に、仕様が実質的に変更された場合は、TCは追加の審査サイクルを実行しなければなりません。TCは、その審査の完了および文書変更の完了後、作業成果をOASISに提出する前に委員会草案として再度承認しなければなりません。

会員承認

TCは、委員会草案をOASIS標準として推薦することができます。当該仕様を推進するというTCの決議に基づいて、当該委員長は次の事項についてOASIS TCアドミニストレーションへ提出します：

1. 当該タイプの有効な会員である正式な仕様書。仕様についての適切な説明書を添付することとします。ただし、いずれもOASIS承認のテンプレートを用いて表記されていなければなりません。
2. 仕様についての明確な英文要約書。
3. 当該仕様と類似する他のOASIS TC作業または他の標準作成機関との関係についての説明書。
4. OASIS IPR 方針に準拠した当該仕様の利用に成功している少なくとも3つのOASIS会員組織による証明書。
5. 公開審査期間中に挙げられた各意見 / 争点、およびそれに対する解決についての記録。
6. 委員会草案の承認投票に関する記録および結果。
7. 実質的に同一の仕様に関して以前に試みられた標準化作業についての投票および意見の記録またはそれを指すもの。各意見に対する起案TCの返答を添付することとします。
8. 起案TCの公式に閲覧可能な意見公文書を指すもの。
9. 当該TCの全会員がOASIS IPR方針の写しを提供されたことを証明するTCの委員長からの説明書。
10. 委員会草案の承認の支持投票を行わなかった1人またはそれ以上のTC会員から提出された反対意見書を指すもの、あるいは反対意見書の存在を否定するTCからの証明書（任意）。

上記の提出物は、任意月の15日までにOASIS TCアドミニストレーションへ提出されなければなりません。OASIS TCアドミニストレーションは、暦日の月末日までに管理手続および提出物の完全性検査を完了します。提出物が不完全な場合、それは却下されますが、後に再提出することができます。

OASIS TCアドミニストレーション は翌月初日までにOASIS会員に提案書を提出します。当該月の最初の15日間は、会員が提出内容を習熟するために利用されます。投票は当該月の16日から行われます。習熟期間の開始時に会員であったOASIS組織会員は、投票権を有し、当該月の月末までに投票しなければなりません。

仕様を起案したTCは、OASIS TCアドミニストレーションが管理手続すべく提出の時点から投票期間が終了するまでの任意の時点で、その正式な決議によって仕様案を取り下げることができます。

提出物に対する正誤表および誤植は許されません。変更が必要な場合、委員会草案はTCによって取り下げられ、編集され、委員会草案として再承認されてから再度、提出されなければなりません。

OASIS標準案の投票に際して、各OASIS組織会員は1票を投じる権利を有します。投票は公式にアーカイブされOASISが提供する電子投票機能を介して行われます。投票期間中、投票は公式に閲覧可能であり、かつ投票期間の終了までは変更することができます。標準案に対する投票の結果は、投票期間終了後7日以内に会員および当該TCに提供されます。

投票期間の終了時に少なくとも15%の決議会員が標準案に賛成投票を行った場合、その時に標準案に反対する投票が皆無であった場合、当該案は投票期間の終了後ただちにOASIS標準となります。しかし、決議会員の15%未満の反対票があった場合、当該TCは反対票について通知され、その後30日間の間に次に挙げる解決措置のうち、いずれかの措置を講じることとします：（1）反対票に関わらず、OASIS TCアドミニストレーション に申請通りの仕様の承認を要求する、（2）提案を完全に撤回する、または（3）改訂仕様を提出する。その場合、改訂提出は新規提出としてみなされますが、前回の投票および前回の投票で聴取した意見の処分に関する情報は改訂提出に付随されます。

投票期間の終了時に15%未満の決議会員が標準案の賛成票決を行った場合、または投票期間の終了時に15%以上の決議会員が標準案の反対票決を行った場合、または起案TCが反対票の通知に対する結果検討に割り当てられた30日間に正式な措置を講じなかった場合、当該仕様はOASIS標準にはなりません。ただし、これによって同仕様の新たなバージョンを本条の規定に従って再提出することは妨げられませ

ん。

第4章：標準化プロセスへの理事会の関与

OASIS 理事会は、TCプロセスに関する活動の評価を継続して行うことを目的として、TCプロセスの第1章に定義された「OASIS TCアドミニストレーション」の1会員を理事会に対する技術委員会（TC）リエゾンの任務に任命する。TCリエゾンの明確な職務は、OASIS TCアドミニストレーション と共同で規定されますが、少なくとも、新規TCの結成についての提案を受け取った場合、およびTCがOASISで検討されるべく委員会草案を提出した場合には、その申請に関して理事会に通知します。当該の通知は、OASIS TCアドミニストレーションによって提出が受領された後ただちに電子メールによって理事会に通知されます。

TCプロセスの内容に反するいかなる事項にも関わらず、正規に召集および構成された会議において理事会役員の過半数票が得られた場合、TCの新規結成は阻止され、またはOASIS標準案はOASIS会員投票から差し控えられます。当該の提案書および提出物は、再考のために当該措置の理由説明を付して、提案者または後援するTCへ差し戻されます。

理事会はTCプロセスをいかなる時にも、その時々により自己裁量で改訂することができます。